

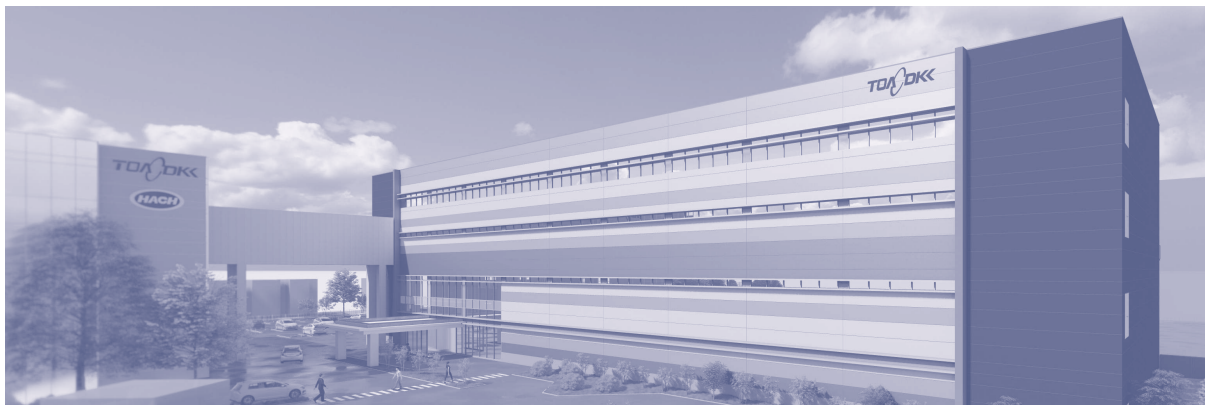
第78回 定時株主総会 招集ご通知

日時

2022年6月28日（火曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）

場所

東京都新宿区高田馬場一丁目29番9号
TDビル10階



目次

第78回定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	5
▶ 第1号議案 剰余金の配当の件	
▶ 第2号議案 定款一部変更の件	
▶ 第3号議案 取締役12名選任の件	
(添付書類)	
事業報告	18
連結計算書類	41
計算書類	43
監査報告書	45

※新型コロナウイルスの感染防止のため、株主の皆様には可能な限り書面（郵送）またはスマートフォン等でのインターネットによる議決権行使をお願いするとともに、ご出席の株主様におかれましては、ご自身の体調を十分ご確認の上、マスク着用などの感染防止にご配慮賜りますようお願い申し上げます。

また、株主総会会場におきまして、感染防止のための措置を講じる場合がありますので、ご協力賜りますようお願い申し上げます。



東亜ディーケーケー 株式会社

証券コード：6848

2022年6月7日

株主の皆様へ

東京都新宿区高田馬場一丁目29番10号

東亜ディーケーケー株式会社

代表取締役社長 高 橋 俊 夫

第78回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第78回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申し上げます。

当日ご出席されない場合は、書面（郵送）またはインターネットにより議決権を事前行使することができますので、お手数ながら、後記の株主総会参考書類をご検討くださいます。3ページの「議決権行使についてのご案内」に従い、2022年6月27日（月曜日）午後5時15分までに議決権をご行使いただきたくお願い申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染防止のため、本総会へのご出席につきましては慎重にご判断いただき、可能な限り議決権の事前行使をご検討いただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年6月28日（火曜日）午前10時（受付開始：午前9時）

2. 場 所 東京都新宿区高田馬場一丁目29番9号 TDビル 10階

3. 目的事項

- 報告事項
1. 第78期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第78期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

第1号議案 剰余金の配当の件

第2号議案 定款一部変更の件

第3号議案 取締役12名選任の件

以上

-
- ・当日ご出席の際は、お手数ながら、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
 - ・株主総会ご出席者へのお土産はご用意しておりませんので、あらかじめご了承くださいますようお願い申し上げます。
 - ・株主でない代理人及び同伴の方など、株主以外の方は株主総会にご出席いただけませんのでご注意ください。また、代理人による議決権の行使につきましては、当社定款の定めにより議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができることとさせていただきます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますので、ご了承ください。
 - ・株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.toadkk.co.jp/>) に掲載させていただきます。
 - ・本招集ご通知に際して提供すべき書面のうち、連結計算書類の連結株主資本等変動計算書及び連結注記表並びに計算書類の株主資本等変動計算書及び個別注記表につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づきインターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.toadkk.co.jp/>) に掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。
したがって、本招集ご通知の添付書類に記載されている連結計算書類及び計算書類は、会計監査人及び監査役がそれぞれ会計監査報告及び監査報告を作成するに際して監査した連結計算書類及び計算書類の一部です。

議決権行使についてのご案内

株主総会にご出席される場合



ご出席による議決権行使

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日時

2022年6月28日（火曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）

場所

東京都新宿区高田馬場一丁目29番9号
TDビル10階

株主総会にご出席されない場合

書面（郵送）による議決権行使



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示の上、
行使期限までに到着するようご返送ください。

行使
期限

2022年6月27日（月曜日）午後5時15分到着分まで

インターネットによる議決権行使

当社指定の議決権行使ウェブサイトにおいて、各議案に対する賛否をご入力ください。

議決権行使ウェブサイト

<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>



なお、スマートフォン等をご利用の場合は、同封の議決権行使書用紙に記載された
「ログイン用QRコード」を読み取りいただくことにより、議決権コード・パスワードを
ご入力することなく簡便に議決権を行使できます。

行使
期限

2022年6月27日（月曜日）午後5時15分入力完了分まで

詳細は次ページをご参照ください。

ご注意事項

- 書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効とさせていただきます。
- インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効とさせていただきます。

インターネットによる議決権行使のご案内

1 QRコードを読み取る方法「スマート行使」

同封の議決権行使書用紙右下に記載のQRコードをスマートフォン等にてお読み取りいただき、「スマート行使」へアクセスした上で、画面の案内に従って行使内容をご入力ください。

なお、議決権行使コード・パスワードのご入力は不要です。

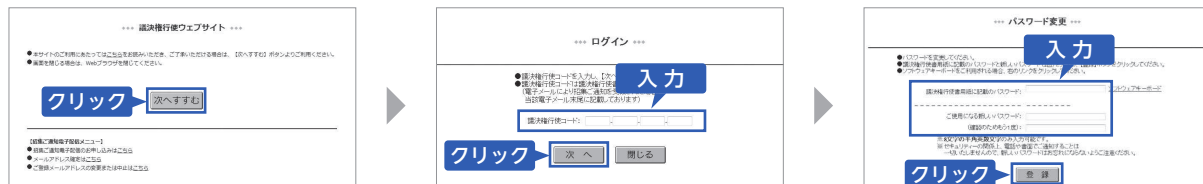
「スマート行使」による議決権行使は1回限りです。



2 議決権行使コード・パスワード入力による方法 <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

「議決権行使ウェブサイト」(上記URL)にアクセスいただき、同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コード・パスワードにてログインの上、画面の案内に従って行使内容をご入力ください。

なお、セキュリティ確保のため、初回ログインの際にパスワードを変更いただく必要があります。



- パスワードは、ご行使される方がご本人であることを確認する手段です。今回の総会のみ有効です。なお、パスワードを当社よりお尋ねすることはございません。
- パスワードは、一定回数以上連続して間違えるとロックされ使用できなくなります。ロックされた場合、画面の案内にしたがってお手続きください。

以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

！ ご注意

- 「スマート行使」による議決権行使後に行使内容を修正される場合は、お手数ですが上記2に記載の方法でご修正いただきますようお願い申し上げます。
- インターネット接続・利用に係る費用は株主様のご負担となります。
- インターネットによる議決権行使は一般的なインターネット接続機器にて動作確認を行っておりますが、ご利用の機器やその状況によってはご利用いただけない場合があります。

お問い合わせ先について

ご不明点は、株主名簿管理人であるみずほ信託銀行証券代行部（以下）までお問い合わせください。

▶ 議決権行使ウェブサイトの操作方法等に関する専用お問い合わせ先

0120-768-524

(年末年始を除く 午前9時～午後9時)

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の配当の件

当社は、株主の皆様業績に応じた適正かつ安定的な配当を継続することを基本方針としております。この方針に基づき、当期の期末配当につきましては、業績及び今後の経営環境等を総合的に勘案し以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 配当財産の割当に関する事項及びその総額

当社普通株式 1 株につき金17円 総額 337,152,738円

(3) 剰余金の配当が効力を生ずる日

2022年6月29日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第15条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第15条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示の規定（現行定款第15条）は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現 行 定 款	変 更 案
第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示） <u>当会社は、株主総会の招集に際し、株主参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従い、インターネットを利用する方法で開示することができる。</u>	（削除）

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	<u>第15条（電子提供措置等）</u> <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、会社法第325条の2に定める電子提供措置をとるものとする。</u> <u>2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに会社法第325条の5に定める書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u> <u>(附則)</u> <u>1. 変更前定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示）の削除および変更後定款第15条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。</u> <u>2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第15条はなお効力を有する。</u> <u>3. 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日をもってこれを削除する。</u>

第3号議案 取締役12名選任の件

当社の取締役は、2021年6月24日開催の第77回定時株主総会において選任いただいた12名のうち、ヘンリー・シー・チャン氏は2021年11月19日付で辞任し、他の11名の取締役は本総会終結の時をもって任期満了となりますので、社外取締役2名を含む取締役12名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、取締役候補者の選任につきましては、独立社外取締役が委員長を務める役員人事・報酬諮問委員会の答申を受け取締役会で決定しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名	現在の当社における地位及び担当	
1	高橋 俊夫 たか はし とし お	代表取締役社長	再 任
2	山守 康夫 やま もり やす お	取締役会長	再 任
3	東海林 正男 しよ う じ まさ お	常務取締役 営業統括	再 任
4	中島 信寿 なか じま のぶ ひさ	取締役 生産本部長、関係会社生産担当、狭山テクニ カルセンター長、DX推進プロジェクト室担当	再 任
5	谷山 進 たに やま すすむ	取締役 国内営業本部長	再 任
6	高島 一幸 たか しま かず ゆき	取締役 開発技術本部長、HACH担当	再 任
7	羽毛田 靖 は け た やすし	取締役 開発技術本部副本部長、知的財産権担当	再 任
8	小坂 徹 こ さか とおる	執行役員 管理本部副本部長	新 任
9	丸 貞克 まる さだ かつ	取締役	再 任
10	ムダッシャー ファジャンダール (Mudassir Fajandar)	—	新 任
11	吾妻 望 あ づま のぞみ	社外取締役	再 任 社外取締役 独立役員
12	五十嵐 仁一 い が らし じん いち	—	新 任 社外取締役 独立役員



生年月日
1953年3月14日

所有する当社株式の数
50,100株

1 高橋 俊夫

再 任

● 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1975年4月	電気化学計器株式会社入社	2009年6月	当社常務取締役
2002年3月	当社国内営業本部大阪支社長	2011年6月	当社生産本部統括
2005年4月	当社営業本部東京営業部長	2013年6月	当社専務取締役、営業本部長、 開発本部統括、 ハック提携強化推進担当
2005年6月	当社執行役員	2014年6月	当社取締役副社長、生産本部統括、 品質保証本部統括
2007年6月	当社取締役、営業企画部長	2015年6月	当社代表取締役副社長
2008年4月	当社開発本部長、開発二部長、 マーケティング担当、 武蔵野RDセンター長	2017年6月	当社代表取締役社長（現任）

● 取締役候補者とした理由

高橋俊夫氏は、営業部門、開発部門、生産部門の責任者を歴任し、2017年からは代表取締役社長として当社経営の中枢を牽引しています。経営トップとしての豊富な経験と高い見識を活かし、今後も適切に当社経営の意思決定と監督を果たすことができると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。



生年月日
1947年2月5日

所有する当社株式の数
40,600株

2 山守 康夫

再 任

● 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1980年10月	三菱商事株式会社入社	2006年6月	当社取締役
1984年11月	米国三菱商事 米国プロジェクト調整局センター副センター長	2009年6月	当社取締役相談役、経営顧問
1989年9月	Anatel社長	2010年5月	当社市場開発担当
2001年11月	ダナハーコーポレーション VP	2011年6月	当社取締役会長（現任）
		2017年1月	ダナハーコーポレーション シニアアドバイザー（現任）

● 取締役候補者とした理由

山守康夫氏は、当社の業務及び資本提携先であるハック・カンパニーの親会社であるダナハーコーポレーションにおいて要職に従事し、豊富な海外経験と高い見識を有していることから、今後も適切に当社経営の意思決定と監督を果たすことができると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。



生年月日
1952年12月13日

所有する当社株式の数
15,500株

3 東海林 正男

再 任

● 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1975年 4月	日興証券株式会社（現 SMBC 日興証券株式会社）入社	2015年 6月	当社国内営業本部東京第2営業部長
1980年 9月	電気化学計器株式会社入社	2018年 5月	東亜DKKサービス株式会社代表取締役社長
2007年 6月	当社営業本部東京営業部長	2019年 4月	当社営業統括（現任）
2010年 4月	当社海外調達部長	2019年 6月	当社取締役
2012年 4月	当社品質保証本部VOC部長	2021年 6月	当社常務取締役（現任）
2014年 6月	当社執行役員、 営業本部東京第1営業部長		

● 取締役候補者とした理由

東海林正男氏は、営業部門の責任者並びに当社グループ会社社長として培った豊富な経験と幅広い見識をもとに、現在は営業統括として国内外の営業活動を推進していることから、今後も適切に当社経営の意思決定と監督を果たすことができると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。



生年月日
1956年9月28日

所有する当社株式の数
11,900株

4 中島 信寿

再 任

● 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1977年 4月	東京電力株式会社（現 東京電力ホールディングス株式会社）入社	2013年 6月	当社執行役員、営業推進部長
2001年 7月	同社中央火力事業所計画部保修計画グループマネージャー	2016年 7月	当社営業推進本部長
2005年 7月	同社川崎火力建設所次長	2017年 6月	当社取締役（現任）、営業統括
2007年 7月	同社富津火力建設所次長	2019年 4月	当社生産本部長（現任）、 関係会社生産担当（現任）、 狭山テクニカルセンター長（現任）、 東京エンジニアリングセンター長
2011年 4月	同社西火力事業所横須賀火力発電所副所長	2022年 4月	当社DX推進プロジェクト室担当（現任）

● 取締役候補者とした理由

中島信寿氏は、営業部門及び生産部門の責任者を務め豊富な経験と幅広い見識を有しており、現在は生産本部長及び関係会社生産担当取締役として当社グループ全体の生産機能強化を主導していることから、今後も適切に当社経営の意思決定と監督を果たすことができると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。



生年月日
1955年2月18日

所有する当社株式の数
6,800株

5 谷山 進

再 任

● 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1978年4月	ロイヤルコントロールズ株式会社 (現 アズビルトレーディング株式会社) 入社	2015年6月	同社顧問
2011年6月	同社代表取締役社長	2017年9月	当社営業推進本部長付部長
2013年6月	アズビルトレーディング株式会社 取締役執行役員専務	2018年6月	当社執行役員、 営業推進本部長
		2019年4月	当社国内営業本部長 (現任)
		2020年6月	当社取締役 (現任)

● 取締役候補者とした理由

谷山進氏は、ロイヤルコントロールズ株式会社の代表取締役社長を務め、企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、現在は当社の国内営業本部長として国内市場での収益基盤強化と成長戦略を着実に遂行していることから、今後も適切に当社経営の意思決定と監督を果たすことができると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。



生年月日
1965年7月25日

所有する当社株式の数
11,300株

6 高島 一幸

再 任

● 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1988年4月	当社入社	2019年6月	当社執行役員
2018年4月	当社国内営業本部HACH営業部長	2021年4月	当社HACH担当 (現任)
2019年4月	当社国内営業本部副本部長	2021年6月	当社取締役 (現任)、 開発技術本部長 (現任)

● 取締役候補者とした理由

高島一幸氏は、営業部門における長年の経験を通じ、営業戦略・マーケティングに関する豊富な見識を有しており、現在は開発技術本部長として当社の技術開発を牽引していることから、今後も適切に当社経営の意思決定と監督を果たすことができると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。



生年月日
1959年11月27日

所有する当社株式の数
5,800株

7 は け た やすし 羽田 靖

再 任

● 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1982年 4 月 当社入社	2019年 6 月 当社執行役員
2016年 7 月 当社開発技術本部センサ技術部長	2020年 6 月 岩手東亜DKK株式会社代表取締役社長（現任）
2019年 4 月 当社開発技術本部副本部長（現任）	2021年 6 月 当社取締役（現任）、 知的財産権担当（現任）

● 取締役候補者とした理由

羽田靖氏は、開発部門における長年の経験を通じ、技術開発に関する豊富な見識を有しており、また、岩手東亜DKK株式会社代表取締役社長として当社グループの経営に携わっていることから、今後も適切に当社経営の意思決定と監督を果たすことができると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。



生年月日
1963年3月7日

所有する当社株式の数
4,500株

8 こ さ か とおる 小坂 徹

新 任

● 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1985年 4 月 当社入社	2020年 4 月 当社執行役員（現任）、 国内営業本部副本部長兼東日本 営業部長
2014年 7 月 当社管理本部企画総務部専任部長	
2015年 7 月 当社国内営業本部東京第1営業部長	
2018年 4 月 当社国内営業本部関東・中部営業部長	2022年 4 月 当社管理本部副本部長（現任）

● 取締役候補者とした理由

小坂徹氏は、管理部門及び営業部門における長年の経験を通じ、経営企画全般と営業戦略・マーケティングに関する豊富な見識を有していることから、適切に当社経営の意思決定と監督を果たすことができると判断し、取締役として選任をお願いするものであります。



生年月日
1954年11月28日
所有する当社株式の数
0株

9 丸 貞克

再 任

● 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1977年4月	株式会社日科機（現 ベックマン・コールター株式会社）入社	2001年1月	同社バスキュラー事業部長
1985年4月	同社営業マネージャー	2007年6月	ラジオメーター株式会社副社長
1993年10月	ロシュ・ダイアグノスティック株式会社ヘマトロジービジネスユニットマネージャー	2008年6月	同社代表取締役社長
1995年10月	同社クリニカルケミストリーマーケティング部長	2016年10月	ダナハー・ジャパンボード副会長（現任）
1996年8月	ボストン・サイエンティフィックジャパン株式会社バスキュラーサージェリー営業部長	2017年6月	当社取締役（現任）
		2021年1月	ラジオメーター株式会社会長（現任）

● 取締役候補者とした理由

丸貞克氏は、当社の業務及び資本提携先であるハック・カンパニーの親会社であるダナハーコーポレーションの診断事業の一員であるラジオメーター株式会社の会長を務め、経営及び医療関連機器事業に関する豊富な経験と高い見識を有していることから、今後も適切に当社経営の意思決定と監督を果たすことができると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。



生年月日
1978年12月22日
所有する当社株式の数
0株

10 ムダッシャー ファジャンダール (Mudassir Fajandar)

新 任

● 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2002年8月	Virtela Technology Services (米国) 入社	2016年2月	ダナハーコーポレーション水質プラットフォーム (North ASEAN地域) GM
2004年4月	Level 3 Communications Inc. (米国) (現 Lumen Technologies Inc. (米国)) 入社	2018年1月	同社水質プラットフォーム (東南アジア地域) GM
2008年10月	ダナハーコーポレーション入社	2018年8月	同社水質プラットフォーム (アジア太平洋地域) VP/GM (現任)
2015年1月	ハックインディア社 GM		

● 取締役候補者とした理由

ムダッシャー ファジャンダール氏は、当社の業務及び資本提携先であるハック・カンパニーの親会社であるダナハーコーポレーションの水質計測機器事業のアジア太平洋地域における責任者を務め、当社の主力製品である水質分析計事業に関するグローバルな見識を有していることから、適切に当社経営の意思決定と監督を果たすことができると判断し、取締役として選任をお願いするものであります。



生年月日
1959年12月25日

所有する当社株式の数
0株

11 吾妻 望

再 任
社外取締役
独立役員

● 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1986年4月	弁護士登録 坂野・瀬尾・浜田法律事務所 (現 東京八丁堀法律事務所) 入所	2010年9月	早稲田大学法学学術院客員教授 (現任)
1996年4月	東京八丁堀法律事務所パートナー弁護士 (現任)	2013年5月	株式会社レナウン社外監査役
2003年1月	最高裁判所司法研修所教官 (民事弁護)	2021年4月	東日本信用漁業協同組合連合会 監事 (現任)
		2021年6月	当社社外取締役 (現任)

● 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

吾妻望氏は、弁護士及び法科大学院の客員教授として高い専門性と豊富な経験を有していることから、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。同氏には、企業法務を中心とした高い専門性と豊富な経験を活かし、経営陣から独立した立場で経営を監督する役割を果たしていただくことを期待しております。

なお、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与されたことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としてその職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。



生年月日
1958年1月28日

所有する当社株式の数
0株

12 五十嵐 仁一

新 任
社外取締役
独立役員

● 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1982年4月	日本石油株式会社 (合併により社名変更) 入社	2014年6月	同社常務執行役員
2006年7月	同社研究開発本部中央技術研究所潤滑油研究所長兼潤滑油事業本部潤滑油総括部副部長	2016年4月	JXエネルギー株式会社 (現 ENEOS株式会社) 取締役常務執行役員、社会環境安全部・品質保証部・中央技術研究所管掌
2012年7月	JX日鉱日石エネルギー株式会社 (合併により社名変更) 執行役員、研究開発本部中央技術研究所長	2019年4月	JXリサーチ株式会社 (現 ENEOS総研株式会社) 代表取締役社長
		2022年4月	同社顧問 (現任)

● 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

五十嵐仁一氏は、JXリサーチ株式会社代表取締役社長を務め、企業経営者としての豊富な経験や幅広い見識を有していることから、社外取締役として選任をお願いするものであります。同氏には、経営に関する豊富な経験と幅広い見識を活かし、経営陣から独立した立場で経営を監督する役割を果たしていただくことを期待しております。

- (注) 1. 本株主総会参考書類は、2022年4月1日現在の情報を記載しております。
2. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
3. 略歴中に記載がある電気化学計器株式会社は、2000年10月1日に当社と合併しております。
4. 吾妻望、五十嵐仁一の両氏は、社外取締役候補者であります。
5. 吾妻望氏は、現在、当社の社外取締役であり、その在任期間は本総会終結の時をもって1年となります。
6. 当社は、定款に基づき、丸貞克、吾妻望の両氏との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を法令が規定する額に限定する責任限定契約を締結しており、両氏の再任が承認された場合、当該契約を継続する予定であります。
- また、ムダッシャー ファジャンダール氏、五十嵐仁一氏が取締役に選任された場合、両氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。
7. 当社は、吾妻望氏を、東京証券取引所に対し独立役員として届け出ております。同氏の再任が承認された場合、引き続き独立役員となる予定であります。
- また、五十嵐仁一氏が社外取締役に選任された場合、同氏を東京証券取引所に対し独立役員として届け出る予定であります。
8. 当社は、当社の取締役、監査役及び執行役員並びに子会社の取締役及び監査役を被保険者として、役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しております。当該保険契約では、被保険者が負担することとなる法律上の損害賠償金や争訟費用が補填されることとなり、被保険者の保険料を当社が全額負担しております。ただし、法令違反の行為であることを被保険者が認識しながら行った行為に起因する損害は補填されないなどの一定の免責事由があります。
- 候補者全員は当該保険契約の被保険者となります。また、2022年11月の更改時においても同内容での更改を予定しております。

(ご参考) 取締役候補者の主な専門性と経験 (スキル・マトリックス)

氏名	企業経営	営業・ マーケティング	製造・ 技術・開発	グローバル	財務・会計	法務・ リスク管理
高 橋 俊 夫	○	○	○			
山 守 康 夫	○		○	○		
東海林 正 男	○	○		○		
中 島 信 寿	○	○	○			
谷 山 進	○	○				
高 島 一 幸	○	○	○			
羽毛田 靖	○		○			
小 坂 徹	○	○			○	○
丸 貞 克	○	○		○		
ムダッシャー ファジャンダール	○	○		○	○	
吾 妻 望						○
五十嵐 仁 一	○		○			

(注) 上記に掲げたスキルは、各人が有する全ての専門性と経験を表すものではありません。

(ご参考) 当社取締役が備えるべきスキルとその選定理由

スキル	選定理由
企業経営	計測機器事業を巡る事業環境が大きく変化する中、持続的な企業価値向上を実現するには、経営者として事業全般を把握し経営・マネジメントの経験を有する取締役が必要なため。
営業・ マーケティング	新市場開拓を実現し収益基盤を強化するには、営業戦略・マーケティングに関する豊富な経験と高い見識を有する取締役が必要なため。
製造・ 技術・開発	優れた製品・サービスの提供や、先進技術を取り入れた技術開発を進めるには、製造・技術・開発に関する豊富な経験と高い見識を有する取締役が必要なため。
グローバル	成長分野である中国・アジアをはじめとする海外市場での成長戦略を策定・実行するには、海外での事業マネジメントに関する豊富な経験と高い見識を有する取締役が必要なため。
財務・会計	正確な財務報告と収益基盤の強化を行い、持続的な企業価値向上への成長投資を推進するには、財務・会計に関する確かな知識と経験を有する取締役が必要なため。
法務・ リスク管理	法務・リスク管理体制の確立は持続的な企業価値向上への基盤であり、取締役会の経営監督機能向上のためにも、企業法務・リスク管理に関する確かな知識と経験を有する取締役が必要なため。

以 上

(添付書類)

事業報告

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における世界経済は、ワクチン接種の普及に伴い先進国を中心に景気回復傾向にありましたが、半導体・各種部材の需給逼迫やサプライチェーンの混乱に加え、米中対立やウクライナ情勢などの影響により確実な回復が見通せない状況となっております。わが国経済も、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置が解除され、経済活動が徐々に正常化に向かったものの、世界的な部材不足やエネルギー・原材料価格の高騰など先行きは極めて不透明な状況にあります。

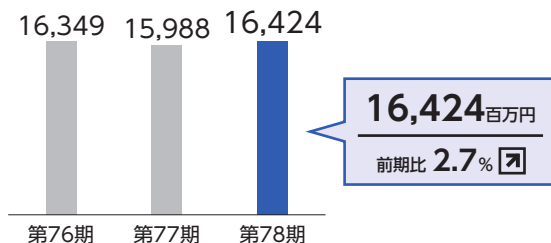
そのような事業環境のもと、当社グループは、当期を最終年度とする中期経営計画に掲げる主要施策の総仕上げに向け取り組みを加速させました。国内では、デジタルマーケティングの推進、脱炭素化に伴う新市場の開拓、アフタービジネス事業の拡大等に注力しました。海外では、主要市場である中国において第14次5か年計画に基づく環境用水質分析計の需要が高まる中で現地生産による安定供給に努めたほか、韓国の水道事業案件の獲得や、半導体関連設備投資の活発な台湾等での販売活動に引き続き注力しました。

以上の結果、当連結会計年度の業績は、部材調達難により生産活動が影響を受けたものの、代替部材の採用や購買先の拡大などで対応し、売上高は16,424百万円（前期比2.7%増）を確保しました。利益につきましては、部材価格や物流費の高騰に伴い原価率が上昇しましたが、販管費の低減により、営業利益は1,909百万円（前期比3.1%増）、経常利益は1,968百万円（前期比3.2%増）となり、前期と同水準の利益率を維持しました。親会社株主に帰属する当期純利益は1,347百万円（前期比2.0%減）となりました。

なお、当連結会計年度の期首から「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号2020年3月31日）等を適用しております。

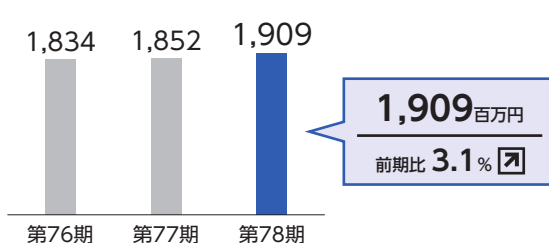
■ 売上高

(単位：百万円)



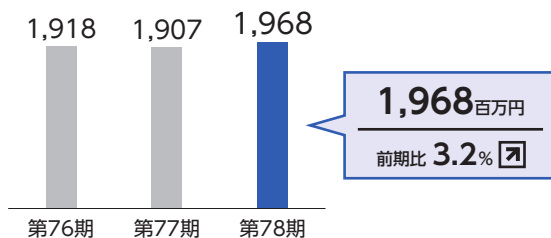
■ 営業利益

(単位：百万円)



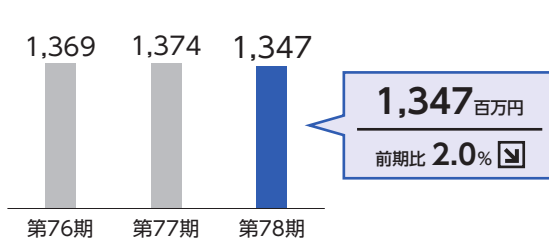
■ 経常利益

(単位：百万円)



■ 親会社株主に帰属する当期純利益

(単位：百万円)

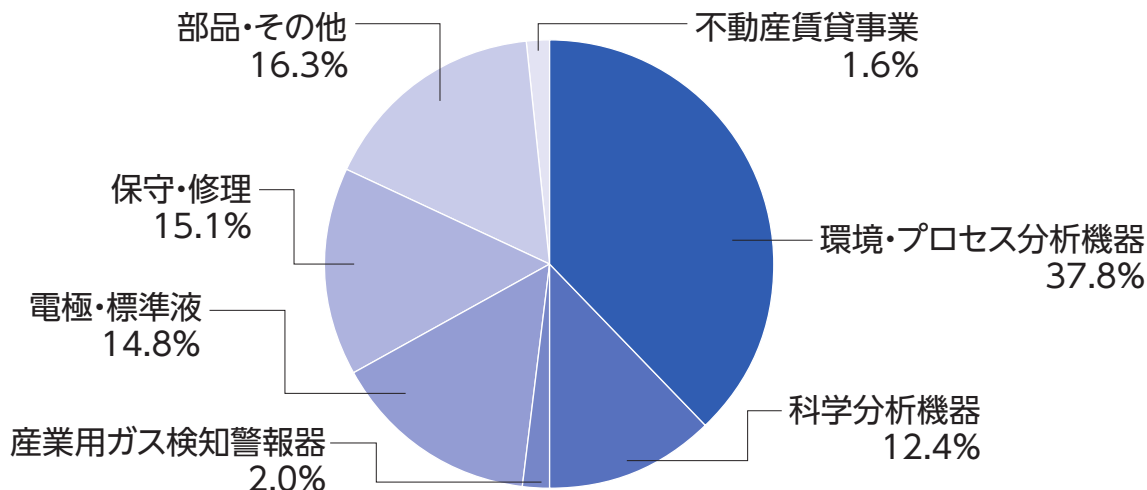


分野別売上高の状況は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

区 分		前連結会計年度（第77期） 2020年4月1日から 2021年3月31日まで		当連結会計年度（第78期） 2021年4月1日から 2022年3月31日まで		前 期 比 増 減 率(%)
		売 上 高	構成比 (%)	売 上 高	構成比 (%)	
計測機器事業	環境・プロセス分析機器	6,017	37.6	6,202	37.8	3.1
	科学分析機器	1,956	12.2	2,039	12.4	4.2
	産業用ガス検知警報器	263	1.6	336	2.0	27.4
	電 極 ・ 標 準 液	2,358	14.7	2,431	14.8	3.1
	保 守 ・ 修 理	2,464	15.4	2,484	15.1	0.8
	部 品 ・ そ の 他	2,669	16.7	2,673	16.3	0.1
	合 計	15,730	98.4	16,166	98.4	2.8
不 動 産 賃 貸 事 業		258	1.6	257	1.6	△0.4
合 計		15,988	100.0	16,424	100.0	2.7

■ 売上高構成比



<計測機器事業>

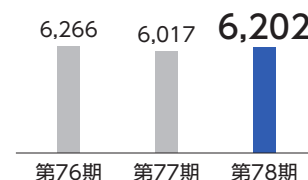
当事業の売上高は16,166百万円（前期比2.8%増）、受注高は16,975百万円（前期比9.3%増）となりました。

① 環境・プロセス分析機器

この分野は、基本プロセス計測器、環境用大気測定装置、煙道排ガス用分析計、ボイラー水用分析装置、上下水道用分析計、環境用水質分析計、石油用分析計等であります。

国内においては、官公庁向けの受注は例年並みに推移し、民間企業向けは需要回復により主力の基本プロセス計や環境用水質分析計を中心に好調な受注が継続しておりますが、当期の売上計上に寄与するまでには至らず、国内売上は微減となりました。一方海外では、中国において第14次5か年計画に基づく環境用水質分析計需要の高まりを的確に捉え大きく売上を伸ばしたほか、韓国での水道事業案件の獲得や、半導体関連設備投資が活発な台湾等での好調な販売を受け、海外売上は大幅に増加しました。これらの結果、当分野の売上高は前期比3.1%増となりました。

■ 売上高(単位：百万円)

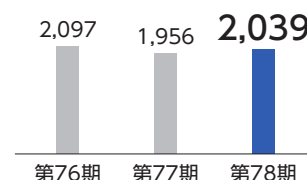


② 科学分析機器

この分野は、ラボ用分析機器、ポータブル分析計、医療関連機器等であります。

ラボ用分析機器・ポータブル分析計は微増収、医療関連機器は主要製品である粉末型透析用剤溶解装置の受注が順調に推移し増収となりました。これらの結果、当分野の売上高は前期比4.2%増となりました。

■ 売上高 (単位：百万円)

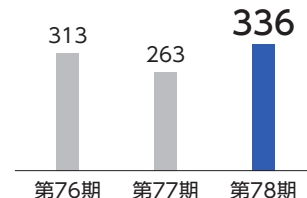


③ 産業用ガス検知警報器

この分野は、バイオニクス機器株式会社が製造・販売する産業用ガス検知警報器であります。

当期の売上高は、国内外で販売が増加し、前期比27.4%増となりました。

■ 売上高 (単位：百万円)

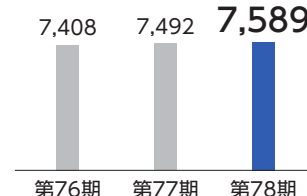


④ 電極・標準液 ⑤ 保守・修理 ⑥ 部品・その他

この分野は、前記①環境・プロセス分析機器、②科学分析機器の分野における全製品群の補用品類、現地調整・定期点検及び修理、補用パーツ等に該当するものであります。

これらアフタービジネス分野につきましては、コロナ禍においても設備稼働維持のための保守点検がほぼ計画通り行われたこともあり、売上高は全体で前期比1.3%増となりました。

■ 売上高 (単位：百万円)

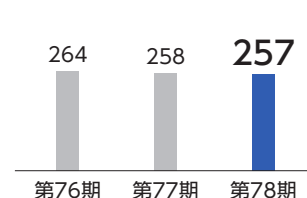


<不動産賃貸事業>

東京都新宿区の本社に隣接の賃貸ビル1棟ほかを所有し、不動産賃貸事業を行っております。

当事業の売上高は257百万円（前期比0.4%減）となりました。

■ 売上高 (単位：百万円)



(2) 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資額は336百万円で、主なものは、生産・研究開発設備の更新であります。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度におきましては、特記すべき事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社グループは、これからもサステナブルな地球環境・社会づくりに貢献し、ステークホルダーの皆様に支持される企業を目指し、2025年3月期を最終年度とする3か年の中期経営計画を策定しました。当社グループを取り巻く経営環境は、予断を許さない厳しい状況が続いておりますが、以下の諸施策を着実に推進することで、持続的な成長及び企業価値向上に取り組んでまいります。

＜中期経営計画（2022年度～2024年度）の要諦＞

- ① 社会の潮流変化に即応した製品・サービスの開発・提供
- ② 満足度の高い製品・サービスの提供を通じたお客様から一番に選ばれる会社の実現
- ③ アジアを中心に更に広い地域のお客様に満足を提供
- ④ 高い成長実現に向けた経営基盤の整備とブランド力の強化
- ⑤ ESG経営への持続的取り組みと、多様な人財が活躍・成長できる企業風土の醸成

(5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第75期 2018年度	第76期 2019年度	第77期 2020年度	第78期 (当連結会計年度) 2021年度
売 上 高 (百万円)	17,548	16,349	15,988	16,424
経 常 利 益 (百万円)	2,046	1,918	1,907	1,968
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	1,322	1,369	1,374	1,347
1 株当たり当期純利益 (円)	66.67	69.04	69.29	67.92
総 資 産 (百万円)	22,793	23,134	24,394	25,400
純 資 産 (百万円)	15,841	16,746	18,122	19,123

(注) 当連結会計年度の期首から「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、当連結会計年度の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況 (2022年3月31日現在)

① 親会社との関係
該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	出資比率	主要な事業内容
山形東亜D K K 株式会社	百万円 10	% 100	計測機器、電極の製造
岩手東亜D K K 株式会社	10	100	計測機器、電極の製造
バイオニクス機器株式会社	42	100	計測機器の製造・販売、保守・サービス
東亜D K K サービス株式会社	50	100	計測機器の保守・サービス、販売

(7) 主要な事業内容（2022年3月31日現在）

計測機器事業	環境・プロセス分析機器 基本プロセス計測器（pH・ORP計、電気伝導率計、溶存酸素計、電磁濃度計、ガスクロマトグラフ）、環境用大気測定装置、煙道排ガス用分析計、ボイラー水用分析装置、上下水道用分析計、環境用水質分析計、石油用分析計
	科学分析機器 ラボ用分析機器・ポータブル分析計（pH・ORPメータ、電気伝導率計、イオンメータ、溶存酸素計、水質・塩分計、吸光光度計）、分離分析計、LAシステム、医療関連機器（透析関連装置、臨床用検査機器）
	産業用ガス検知警報器 定置式ガス検知器、本質安全防爆ガス検知器、可搬型ガス検知器
	電極・標準液、保守・修理、部品・その他
不動産賃貸事業	

(8) 主要な営業所及び工場（2022年3月31日現在）

① 当社

名 称	所 在 地
本社	東京都新宿区
狭山テクニカルセンター	埼玉県狭山市
開発研究センター・医療関連機器生産棟	
東京エンジニアリングセンター	東京都東大和市
札幌営業所	北海道札幌市
仙台営業所	宮城県仙台市
千葉営業所	千葉県市原市
神奈川営業所	神奈川県横浜市
西日本営業部	大阪府大阪市
名古屋営業所	愛知県名古屋市
広島営業所	広島県広島市
四国営業所	香川県高松市
九州営業所	福岡県北九州市

（注）神奈川営業所は、2022年4月1日付で本社に統合いたしました。

② 子会社

名 称	所 在 地
山形東亜ＤＫＫ株式会社	山形県新庄市
岩手東亜ＤＫＫ株式会社	岩手県遠野市
バイオニクス機器株式会社	東京都東大和市
東亜ＤＫＫサービス株式会社	東京都東大和市

(9) 従業員の状況（2022年3月31日現在）

区 分	従 業 員 数	前期末比増減
男 性	394名	6名減
女 性	164名	7名減
合 計	558名	13名減

（注）従業員数は、就業人員数であり、執行役員、再雇用社員、臨時従業員は除いております。

(10) 主要な借入先の状況（2022年3月31日現在）

借 入 先	借 入 金 残 高
明治安田生命保険相互会社	168百万円
株式会社みずほ銀行	100百万円
株式会社三菱UFJ銀行	50百万円

2. 会社の株式に関する事項（2022年3月31日現在）

- | | |
|--------------|-------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 50,000,000株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 19,880,620株 |
| (3) 株主数 | 4,114名 |
| (4) 大株主 | |

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
	千株	%
ハック・カンパニー	6,659	33.58
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,545	7.79
明治安田生命保険相互会社	1,050	5.29
光通信株式会社	963	4.86
山下 直	879	4.43
株式会社みずほ銀行	462	2.33
損害保険ジャパン株式会社	446	2.25
株式会社三菱UFJ銀行	419	2.11
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	305	1.54
BANK JULIUS BAER AND CO. LTD. A/C FOR MR MITSUTOKI SHIGETA	264	1.33

(注) 1. 千株未満は切り捨てて表示しております。

2. 持株比率は自己株式（48,106株）を控除し、小数点以下第三位を四捨五入して計算しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（2022年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	高 橋 俊 夫	
取 締 役 会 長	山 守 康 夫	ダナハーコーポレーション シニアアドバイザー
常 務 取 締 役	東海林 正 男	営業統括
取 締 役	中 島 信 寿	生産本部長、関係会社生産担当、狭山テクニカルセンター長
取 締 役	吉 田 壽	管理本部統括、関係会社管理担当、コンプライアンス管理責任者、情報管理責任者
取 締 役	谷 山 進	国内営業本部長
取 締 役	高 島 一 幸	開発技術本部長、HACH担当
取 締 役	羽毛田 靖	開発技術本部副本部長、知的財産権担当、岩手東亜DKK株式会社代表取締役社長
取 締 役	丸 貞 克	ラジオメーター株式会社会長、ダナハー・ジャパンボード副会長
取 締 役	大 野 博	
取 締 役	吾 妻 望	東京八丁堀法律事務所パートナー弁護士、早稲田大学法学学術院客員教授、東日本信用漁業協同組合連合会監事
常 勤 監 査 役	初 田 忠 雄	
常 勤 監 査 役	魚 次 泰 介	
監 査 役	富 山 恭 道	公認会計士、税理士
監 査 役	米 澤 廣 行	

- (注) 1. 取締役大野博、取締役吾妻望の両氏は、社外取締役であります。当社は、両氏を東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
2. 常勤監査役初田忠雄、監査役富山恭道、監査役米澤廣行の3氏は、社外監査役であります。当社は、3氏を東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
3. 常勤監査役初田忠雄氏は、明治安田損害保険株式会社の専務取締役を務めるなど、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 監査役富山恭道氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

5. 監査役米澤廣行氏は、明治安田ライフプランセンター株式会社の常務取締役を務めるなど、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 2021年6月24日開催の第77回定時株主総会終結の時をもって、玉井亨氏は、任期満了により取締役副社長を退任いたしました。
7. 2021年6月24日開催の第77回定時株主総会終結の時をもって、伊東哲、田中健一郎の両氏は、任期満了により取締役を退任いたしました。
8. 当事業年度中に辞任した取締役は次のとおりであります。

氏 名	辞 任 日	辞任時の地位・担当及び重要な兼職の状況
ヘンリー・シー・チャン	2021年11月19日	取締役 ダナハーコーポレーション（上海）水質プラットフォーム （グレート・チャイナ&日本）プレジデント／GM

9. 2022年3月31日現在の執行役員の氏名及び担当は次のとおりであります。

地 位	氏 名	担 当
執 行 役 員	代 見 敬一郎	管理本部長
執 行 役 員	山 岸 裕 司	海外営業本部長
執 行 役 員	内 田 徹	開発技術本部大気技術部長、東京エンジニアリングセンター長
執 行 役 員	小 坂 徹	国内営業本部副本部長兼東日本営業部長
執 行 役 員	西 澤 隆 志	開発技術本部水質技術部長
執 行 役 員	一 柳 禎 志	生産本部副本部長兼生産部長
執 行 役 員	安孫子 正 美	経営戦略部長
執 行 役 員	齋 藤 利 男	生産本部資材調達部長

なお、村山二郎氏は、2022年3月31日付で執行役員を退任いたしました。

10. 2022年4月1日付で、執行役員の担当を次のとおり変更しました。

地 位	氏 名	担 当
執 行 役 員	内 田 徹	DX推進プロジェクト室長、東京エンジニアリングセンター長
執 行 役 員	小 坂 徹	管理本部副本部長

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、定款に基づき、非業務執行取締役、社外取締役及び監査役との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を法令が規定する額に限定する契約を締結しております。

(3) 役員等賠償責任保険契約に関する事項

① 被保険者の範囲

当社の取締役、監査役及び執行役員並びに子会社の取締役及び監査役

② 保険契約の内容の概要

当社は、役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が負担することとなる法律上の損害賠償金や争訟費用が補填されることとなり、被保険者の保険料を当社が全額負担しております。ただし、法令違反の行為であることを被保険者が認識しながら行った行為に起因する損害は補填されないなどの一定の免責事由があります。また、2022年11月の更改時においても同内容での更改を予定しております。

(4) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

当社では、役員報酬の決定プロセスの透明性を高め、コーポレートガバナンス機能の強化を図るため、独立社外取締役を委員長とする取締役会の任意の諮問委員会として「役員人事・報酬諮問委員会」を設置しております。取締役の報酬等の決定方針及び当該方針に基づく各取締役の報酬等に関する事項については、役員人事・報酬諮問委員会の答申を受け取締役会で決定しております。

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、2021年2月12日開催の取締役会において、次のとおり「取締役の報酬等の決定方針」を決議しております。

取締役の報酬等の決定方針

1. 基本方針

取締役の報酬は、株主価値との連動性を高め、経営責任の明確化と中長期的な企業価値の向上に資するものとするを基本方針とする。具体的には、固定報酬、年次業績等を勘案して決定する賞与で構成する。また、株主価値との連動性を高め、会社業績に対する経営責任を一層明確化するため、固定報酬の一定額を役員持株会に拠出して当社株式を継続的に取得し、取得した株式は当該取締役の在任期間中保有するものとする（株式取得型報酬）。

ただし、社外取締役は、その独立性を確保するため、固定報酬のみを支払うものとする。

2. 固定報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む）

取締役の固定報酬は、内規に従い役位別に定められた報酬テーブルを用いて金額を算定の上、各取締役の役位、職責、当社の事業環境や同業界に属する企業の水準並びに従業員の給与水準を勘案して決定し、月額で支払うものとする。

3. 業績連動報酬等の内容及び額または数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む）

取締役の業績連動報酬である賞与は、年次業績や当社の事業環境を総合的に勘案し、内規に従い役位別に定められた係数を乗じて算定し、毎年6月に支給する。

賞与の総額は、当社は、より高い経営効率を目指すため売上高経常利益率を経営指標としていることから、連結経常利益に3%を乗じた金額を超えない金額とする。

4. 報酬等の額の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

当社と同程度の事業規模や同業界に属する企業をベンチマークとして、役付取締役については業績連動報酬である賞与のウエイトが高まる構成とし、役員人事・報酬諮問委員会に諮問し答申を得るものとする。

5. 個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

取締役の個人別の報酬等の額については、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、取締役会の決議に基づき、代表取締役社長がその具体的内容について委任を受けるものとする。その権限の内容は、各取締役の固定報酬の額及び賞与の評価配分とする。当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、役員人事・報酬諮問委員会に諮問し答申を得るものとする。

6. その他個人別の報酬等の内容についての決定に関する重要な事項

急激な業績悪化や企業価値を毀損するような品質問題・重大事故・不祥事等が発生した場合には、臨時に報酬を減額することがある。

以上

② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬限度額は、2018年6月26日開催の第74回定時株主総会において、年額350百万円以内（うち社外取締役40百万円以内）と決議いただいております。なお、取締役の報酬限度額には、取締役賞与を含むものとし、使用人分給与相当額は含まないものとしております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は12名（うち社外取締役2名）です。

監査役の報酬限度額は、2018年6月26日開催の第74回定時株主総会において、年額60百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は4名（うち社外監査役3名）です。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定の委任に関する事項

取締役の個人別の報酬額については、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、役員人事・報酬諮問委員会の答申を基に、取締役会の決議により各取締役の固定報酬の額及び賞与の評価配分の算定の委任を受けた代表取締役社長 高橋俊夫が決定しております。これらの権限を代表取締役社長に委任した理由は、当社グループを取り巻く経営環境を最も熟知し、総合的に評価配分を行うことができると判断したためであります。

取締役の個人別の報酬等の決定に当たっては、役員人事・報酬諮問委員会が原案につき「取締役の報酬等の決定方針」との整合性を含めた多角的な検討を行っているため、取締役会も基本的にその答申を尊重し、当該個人別の報酬等の内容は決定方針に沿うものであると判断しております。

④ 取締役及び監査役の報酬の総額等

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)		対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動報酬	
取 締 役 (うち社外取締役)	162百万円 (13百万円)	135百万円 (13百万円)	27百万円 (-)	13名 (3名)
監 査 役 (うち社外監査役)	36百万円 (24百万円)	36百万円 (24百万円)	-	4名 (3名)
合 計 (うち社外役員)	199百万円 (37百万円)	172百万円 (37百万円)	27百万円 (-)	17名 (6名)

- (注) 1. 当事業年度中に在任した取締役のうち、2名（うち1名は当事業年度中に辞任）は無報酬であり、上記の支給人員には含めておりません。また、当事業年度中に退任した取締役3名については報酬を支払っているため、上記の支給人員に含めております。
2. 上記の取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人給与相当額（賞与含）69百万円は含まれておりません。
3. 当社は、業績連動報酬として賞与を支給しております。業績連動報酬の額の算定の基礎として選定した業績指標の内容は、連結経常利益であり、当該業績指標を選定した理由及び業績連動報酬の額の算定方法は、4.(4)①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項に記載のとおりです。また、当事業年度を含む連結経常利益の推移は、1.(5)財産及び損益の状況の推移に記載のとおりです。
4. 上記の報酬等の額には、当事業年度における役員賞与の支給予定額27百万円が含まれております。（支給対象取締役7名。当事業年度末時点の取締役11名のうち、取締役2名（うち無報酬の取締役1名）及び社外取締役2名を除く。）

(5) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の社外役員の兼職状況及び当社と当該他の法人等との関係

社外取締役吾妻望氏は、東京八丁堀法律事務所パートナー弁護士、早稲田大学法学学術院客員教授及び東日本信用漁業協同組合連合会監事を兼務しております。なお、当社と東京八丁堀法律事務所、当社と早稲田大学、当社と東日本信用漁業協同組合連合会との間にはそれぞれ特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
取 締 役	大 野 博	当事業年度開催の取締役会12回のうち全回に出席し、企業経営者としての豊富な経験や幅広い見識に基づき、当社経営に対し有益な意見を述べております。また、役員人事・報酬諮問委員会の委員長を務め、役員人事・報酬の決定プロセスにおける業務執行の適切な評価等を通じ、経営の監督を行っております。
取 締 役	吾 妻 望	昨年6月に取締役に就任した後に開催された取締役会10回のうち全回に出席し、弁護士としての高い専門性と豊富な経験に基づき、当社経営に対し有益な意見を述べております。また、役員人事・報酬諮問委員会の委員を務め、役員人事・報酬の決定プロセスにおける業務執行の適切な評価等を通じ、経営の監督を行っております。
常 勤 監 査 役	初 田 忠 雄	当事業年度開催の取締役会12回のうち全回に出席、監査役会14回のうち全回に出席し、独立した客観的な立場で当社経営に対し有益な意見を述べております。
監 査 役	富 山 恭 道	当事業年度開催の取締役会12回のうち全回に出席、監査役会14回のうち全回に出席し、公認会計士及び税理士としての高い専門性と豊富な経験に基づき、独立した客観的な立場で当社経営に対し有益な意見を述べております。
監 査 役	米 澤 廣 行	当事業年度開催の取締役会12回のうち全回に出席、監査役会14回のうち全回に出席し、独立した客観的な立場で当社経営に対し有益な意見を述べております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 会計監査人の報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	35百万円
当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	35百万円

- (注) 1. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査方法及び監査内容などを確認、検討した結果、会計監査人の報酬等について、会社法第399条第1項に定める同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当該事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、会社法第340条第1項各号に定める監査役会による会計監査人の解任のほか、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、監査役会の決定により、会計監査人の解任または不再任に関する議案を株主総会に提案いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他の業務の適正を確保するための体制に関する基本方針の決議内容の概要は次のとおりであります。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社グループの取締役及び使用人が法令・定款等を遵守し、経営理念に基づいた行動を取るよう、「企業行動憲章・行動規範」及び「コンプライアンス管理規程」を制定しております。
- ② 社長の下にコンプライアンス管理責任者を委員長とする「コンプライアンス委員会」を設置しております。コンプライアンス委員会は、当社グループのコンプライアンスの取り組みを横断的に統括し、取締役及び使用人の教育等を行っております。
- ③ 「内部通報取扱要領」に基づき、当社グループの取締役及び使用人の法令・定款違反その他のコンプライアンスに関する内部通報制度を整備し、コンプライアンス管理責任者、社外窓口への直接通報を可能にしております。
- ④ 「監査役監査基準」に基づき、監査役は、取締役の職務の執行に法令・定款違反行為またはそのおそれがあると認めたときは、取締役に対して助言または勧告を行うなど、必要な措置を講じることとしております。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

「文書管理規程」及びその細則として「文書取扱要領」を制定し、取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制を構築しております。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 「リスク管理規程」に基づき、当社グループのリスク管理体制を体系的に構築しております。
- ② 特定の取締役を、当社グループのリスク管理体制に関する統括責任者であるコンプライアンス管理責任者として指名し、コンプライアンス管理責任者の下に、各リスクに関する担当部門または子会社を特定し、当該部門の部長または子会社の社長を当該リスクの管理責任者としております。
- ③ 当社グループは、有事の際の迅速かつ適切な情報伝達と緊急体制を整備しております。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役会を毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、経営執行の方針、法令で定められた事項やその他経営に関する重要事項を決定し、業務執行状況を監督しております。
- ② 取締役会の機能の強化・経営効率向上のため、経営会議を毎月1回以上開催し、業務執行に関する個別経営課題を実務的な観点から審議、決定しております。
- ③ 当社グループの年度経営計画を策定し、具体的な施策を講じるための体制を整備しております。
- ④ 「業務分掌規程」及び「職務権限規程」に基づき、各部門・職制の責任体制を明確にしております。

(5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 「関係会社管理規程」に基づき、管理本部長を関係会社の主管責任者として、子会社の総括的な管理を行っております。
- ② 「内部統制管理要領」に基づき、監査室が当社グループの内部統制システムの有効性を監査する体制を整備しております。
- ③ 子会社の役員に当社の役員または使用人を派遣し、取締役会への出席を通して事業の状況を定期的に監督しております。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制

必要に応じて監査役の業務補助のためのスタッフを置くこととしております。現在、監査役の業務補助のためのスタッフはおりません。当該スタッフを設置した場合の独立性については「監査役監査基準」に定めております。

(7) 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役補助者の評価は監査役会が行い、監査役補助者の任命、解任、人事異動、賃金等の改定については監査役会の同意を得た上で取締役会が決定することとし、取締役からの独立性を確保しております。

(8) 当社の監査役への報告に関する体制

- ① 当社グループの監査役相互の情報交換に基づく連携体制を確立し、また当社監査役による当社グループの取締役、使用人との意思疎通、情報収集及び監査を可能とする環境の整備に努めております。
- ② 当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役等またはこれらの者から報告を受けた者は、下記の事項について当社監査役に報告することとしております。
 - a. 会社の事業または業績に影響を与えるおそれのある事実
 - b. 職務執行に関する不正行為、法令・定款違反、その他のコンプライアンスに関する重要な事実
 - c. 内部通報の内容
 - d. 関係当局の検査及び外部監査の結果
 - e. 関係当局から受けた行政処分等
 - f. 重要な会計方針の変更・会計基準等の制定及び改定
 - g. 業務及び業績見込みの発表内容、重要開示書類の内容等
 - h. その他会社経営上の重要な事項
- ③ 「内部通報取扱要領」に基づき、当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役等またはこれらの者から報告を受けた者が、当社の監査役に報告を行った場合、当該報告を行ったことによる不利益な取り扱いを行わないこととしております。

(9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役は、取締役の重要な意思決定及び業務の執行状況把握のため、取締役会、経営会議その他の主要な会議に出席し、必要に応じて詳細な報告を求めることができることとしております。
- ② 監査役は、稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役または使用人にその説明を求めることができることとしております。
- ③ 社長は、監査役と定期的に意見交換会を開催しております。また取締役は、監査役が監査室との連携、適切な意思疎通及び効果的な監査業務の遂行を図れるよう必要な措置を講じております。

- ④ 取締役は、監査役が当社の会計監査人から会計監査内容について説明を受け情報・意見の交換を行うための必要な措置を講じております。
- ⑤ 監査役の職務の執行について生ずる費用は、あらかじめ予算を計上することとし、監査役がその職務の執行について生じた費用の償還を請求したときは、当該費用が監査役の職務の執行に必要ないと判断される場合を除き、速やかに当該費用を処理しております。

(10) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

- ① 当社の企業行動憲章・行動規範に「反社会的勢力及び団体には、毅然とした態度で臨み一切の関係を遮断します。」との条項を定めております。
- ② 反社会的勢力の排除体制として、「反社会的勢力排除対応規程」を制定しております。

上記体制の運用状況

(1) コンプライアンスに関する取り組み

- ① コンプライアンス・ガイドライン（企業行動憲章・行動規範ガイドブック）を作成し、当社グループの全ての取締役及び使用人に配付して周知徹底を図っております。
- ② コンプライアンス委員会を四半期毎に開催し、当社グループのコンプライアンスに関する研修計画及び取り組み状況の報告を行っております。
- ③ eラーニングの実施や社内報等での継続的な啓蒙により、コンプライアンス意識の向上に取り組んでおります。
- ④ 内部通報を受け付けたときは、コンプライアンス管理責任者、社外窓口が協議の上、対応方針を決定し直ちに調査を開始、必要に応じて関係部門へ是正措置及び再発防止策を勧告するなどしてコンプライアンスの徹底を図っております。
- ⑤ 取引先が反社会的勢力と関係がないことの調査を当社グループで毎年実施するとともに、契約書全般に反社会的勢力排除に関する条項を定め、その排除を徹底しております。

(2) 取締役の職務執行が効率的に行われることに関する取り組み

- ① 取締役会は、法令・定款に定められた事項のほか、「取締役会規程」に定められた経営に関する重要事項等について意思決定するとともに、取締役から職務執行状況の報告を受けることなどにより経営監督を行っております。当事業年度は12回開催しました。

- ② 取締役会において審議される事項については、取締役会への上程前に経営会議に付議し、役付取締役と社長が指名した取締役及び執行役員との協議を経ることで、取締役の業務執行の適正性・効率性の確保に努めております。
- ③ 取締役は、各本部・部門・子会社の業務執行の計画を精査し、月次の進捗状況について報告を受け、課題を指摘し具体的な施策を講じております。

(3) リスク管理に関する取り組み

- ① 当社グループのリスクマップを作成し、モニタリングを実施し毎年更新しております。
- ② 各リスクに関する担当部門及び子会社は、「リスク管理規程」に基づき、あらかじめ具体的なリスクを想定・分類し、定期的にリスク管理の状況をコンプライアンス管理責任者に報告しております。
- ③ コンプライアンス管理責任者は、リスク管理方針を策定し、当社グループのリスク管理に関する活動内容を、コンプライアンス委員会、取締役会及び監査役会に報告しております。
- ④ 有事のリスク管理については、コンプライアンス管理責任者がリスクの発生について報告を受けた場合に有事体制を確立する仕組みを構築し、適切に運用しております。

(4) 当社グループにおける業務の適正性に関する取り組み

- ① 子会社担当取締役は、各子会社から年度計画に対する定期的な進捗報告及び月例業務報告を受け取り、総括的な管理を行っております。
- ② 監査室は、監査計画に基づき各部門及び子会社に対して業務監査を実施し、その結果を社長並びに被監査部門及び関係部門の責任者へ報告し、業務の適正化に努めております。
- ③ 当社の全ての子会社に、当社の役員または使用人を役員として派遣し、事業の状況を監督しております。

(5) 監査役の監査が実効的に行われることに関する取り組み

- ① 監査役会は、監査役4名（うち社外監査役3名）で構成され、幅広く協議し積極的な助言を行っており、当事業年度は14回開催しました。
- ② 常勤監査役は、取締役会、経営会議その他の重要な会議に出席し、取締役の業務執行状況を監視しております。

- ③ 常勤監査役 2 名が、情報収集及び取締役との意見交換を常時行い、他の監査役へ報告しております。
- ④ 監査役から稟議書その他業務執行に関する重要な文書に関し説明を求められた取締役または使用人は、要請に基づき情報や資料を適宜提供しております。
- ⑤ 監査役会は、全ての取締役に対し「取締役職務執行確認書」の提出を求め、法令・定款の遵守状況を確認しております。
- ⑥ 会計監査人から監査役に対し、職務の遂行状況、監査体制、監査結果についての報告及び意見交換を行っております。

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	17,693	流 動 負 債	3,254
現 金 及 び 預 金	7,422	支 払 手 形 及 び 買 掛 金	1,125
受 取 手 形	1,329	電 子 記 録 債 務	548
電 子 記 録 債 権	1,680	短 期 借 入 金	256
売 掛 金	3,093	リ ー ス 債 務	38
契 約 資 産	602	未 払 金	241
棚 卸 資 産	3,258	未 払 法 人 税 等	298
そ の 他	305	未 払 消 費 税 等	21
貸 倒 引 当 金	△0	契 約 負 債	96
固 定 資 産	7,706	賞 与 引 当 金	319
有形固定資産	4,513	役 員 賞 与 引 当 金	29
建 物 及 び 構 築 物	2,249	製 品 点 検 費 用 引 当 金	80
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	97	そ の 他	199
工 具 器 具 備 品	244	固 定 負 債	3,022
土 地	1,798	長 期 借 入 金	101
リ ー ス 資 産	66	リ ー ス 債 務	49
建 設 仮 勘 定	57	長 期 未 払 金	68
無形固定資産	242	預 り 保 証 金	364
ソ フ ト ウ エ ア	219	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	48
そ の 他	22	退 職 給 付 に 係 る 負 債	2,291
投資その他の資産	2,950	資 産 除 去 債 務	98
投 資 有 価 証 券	2,213	負 債 合 計	6,276
退 職 給 付 に 係 る 資 産	76	純 資 産 の 部	
繰 延 税 金 資 産	322	株 主 資 本	18,076
そ の 他	339	資 本 金	1,842
貸 倒 引 当 金	△0	資 本 剰 余 金	1,297
		利 益 剰 余 金	14,948
		自 己 株 式	△11
		その他の包括利益累計額	1,047
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	1,126
		退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	△78
		純 資 産 合 計	19,123
資 産 合 計	25,400	負 債 純 資 産 合 計	25,400

連結損益計算書

(2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		16,424
売上原価		10,290
売上総利益		6,133
販売費及び一般管理費		4,224
営業利益		1,909
営業外収益		
受取利息	0	
受取配当金	44	
持分法による投資利益	11	
その他	22	79
営業外費用		
支払利息	5	
債権売却損	0	
為替差損	14	
その他	0	20
経常利益		1,968
特別利益		
投資有価証券売却益	0	0
特別損失		
固定資産除却損	8	
減損損失	52	
投資有価証券評価損	9	70
税金等調整前当期純利益		1,898
法人税、住民税及び事業税	555	
法人税等調整額	△4	551
当期純利益		1,347
親会社株主に帰属する当期純利益		1,347

(注) 記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	16,159	流 動 負 債	2,613
現金及び預金	7,210	支払手形	46
受取手債権	1,272	電子記録債権	548
子記録債権	1,610	買掛金	762
売却掛資産	2,941	短期借入金	190
契約資産	600	一年以内返済予定の長期借入金	66
商製品	161	リース債権	38
半製品	92	未払金	191
材仕掛品	552	未払費用	91
前掛品	416	未払法人税等	268
前払渡費用	862	契約引当金	86
前払収入金	15	賞与引当金	237
未収の金	57	役員賞与引当金	27
その他	278	設備関係支払手形	8
	87	設備関係電子記録債権	15
固 定 資 産	7,279	その他	35
有 形 固 定 資 産	4,127	固 定 負 債	2,536
建物	2,077	長期借入金	101
構築物	64	リース債権	49
機械装置	39	長期未払金	68
車両運搬具	0	預り保証金	364
工具器具備品	201	退職給付引当金	1,853
土地	1,620	資産除去債務	98
リース資産	66	負 債 合 計	5,150
建設仮勘定	57	純 資 産 の 部	
無 形 固 定 資 産	224	株 主 資 本	17,162
ソフトウェア	203	資本剰余金	1,842
リース資産	10	資本剰余金	1,297
施設利用権	9	資本準備金	1,297
投資その他の資産	2,927	その他資本剰余金	0
投資有価証券	1,992	利 益 剰 余 金	14,034
関係会社株	234	利益準備金	171
関係会社長期貸付金	166	その他利益剰余金	13,863
破産更生債権等	0	配当準備積立金	28
前払年金費用	80	役員退職積立金	1
繰延税金資産	136	海外開拓準備金	37
その他	317	固定資産圧縮積立金	279
貸倒引当金	△0	別途積立金	1,024
		繰越利益剰余金	12,492
		自 己 株 式	△11
		評価・換算差額等	1,126
		その他有価証券評価差額金	1,126
資 産 合 計	23,438	純 資 産 合 計	18,288
		負 債 純 資 産 合 計	23,438

損益計算書

(2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		15,497
売上原価		10,522
売上総利益		4,974
販売費及び一般管理費		3,220
営業利益		1,754
営業外収益		
受取利息	3	
受取配当金	125	
貸与施設賃料	29	
その他	10	168
営業外費用		
支払利息	5	
債権売却損	0	
貸与施設賃料費用	30	
為替差損	12	
その他	0	49
経常利益		1,873
特別利益		
投資有価証券売却益	0	0
特別損失		
固定資産除却損	8	
減損損失	52	
投資有価証券評価損	9	70
税引前当期純利益		1,803
法人税、住民税及び事業税	504	
法人税等調整額	△6	497
当期純利益		1,305

(注) 記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年5月11日

東亜ディーケーケー株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 福 井 聡

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 北 澄 裕 和

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、東亜ディーケーケー株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東亜ディーケーケー株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2022年5月11日

東亜ディーケーケー株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 福 井 聡
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 北 澄 裕 和
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、東亜ディーケーケー株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第78期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第78期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、電話回線又はインターネット等を經由した手段も活用しながら、取締役、監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人「EY新日本有限責任監査法人」の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人「EY新日本有限責任監査法人」の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月12日

東亜ディーケーケー株式会社 監査役会

常勤監査役 初田 忠雄 ㊟

常勤監査役 魚次 泰介 ㊟

監査役 富山 恭道 ㊟

監査役 米澤 廣行 ㊟

(注) 常勤監査役 初田忠雄、監査役 富山恭道及び監査役 米澤廣行は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

株主総会会場ご案内

日 時 2022年6月28日（火曜日） 午前10時（受付開始：午前9時）

場 所 TDビル 10階 東京都新宿区高田馬場一丁目29番9号 電話 03-3202-0211



交通のご案内

JR山手線	高田馬場駅	戸山口より	徒歩約 3分
西武新宿線	高田馬場駅	戸山口より	徒歩約 3分
東京メトロ東西線	高田馬場駅	5番出口より	徒歩約 5分

東亜ディーケーケー株式会社

〒169-8648 東京都新宿区高田馬場一丁目29番10号

